

令和6年度 定期監査結果報告

I 監査の概要

1) 監査の種類

定期監査

2) 監査の対象

令和6年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課共通の事項と各課個別の事項に対して実施した）

3) 監査の期間

実施日は次のとおりである。

対象課	監査実施日
総務課	令和6年10月29日
料金課	令和6年10月29日
浄水課	令和6年11月28日
施設課	令和6年11月28日

4) 監査の方法

事前に監査対象事項の関係資料の提出を求め審査するとともに、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員からの説明や聴取などにより実施した。

2 監査の結果

今年度の定期監査における指導事項等は、ガバナンスに関するものや本来の業務に対するものとして、指導事項2項目及び意見は6項目である。

1) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

指摘事項	適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、3か月以内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。
指導事項	事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、次年度内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。
意見	特に意見をする必要があると認められるもの。

2) 監査の着眼点

監査の着眼点は、「令和6年度定期監査実施計画」に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

<各課共通事項>

- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組みについて

<各課個別事項>

【総務課】

- (1) 支払処理について
- (2) 水道事業ビジョンについて

【料金課】

- (1) 水道料金の入金処理の流れについて
- (2) 水道料金の還付処理の流れについて
- (3) 郵便料金・公金収納手数料の値上げによる影響について

【浄水課】

- (1) 埋金浄水場耐震化事業について
- (2) 有機フッ素化合物（PFAS）について
- (3) 2,4,5-T系除草剤について

【施設課】

- (1) 前払金の処理について
- (2) 貯蔵品の在庫管理について

3) 令和6年度の指導及び所見については、以下のとおりである。

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち 措置済事項		うち 措置済事項		
総務課	0件	(0件)	2件	(0件)	3件	5件
料金課	0件	(0件)	2件	(0件)	2件	4件
浄水課	0件	(0件)	2件	(0件)	2件	4件
施設課	0件	(0件)	2件	(0件)	2件	4件
計	0件	(0件)	8件	(0件)	9件	17件

【指導事項 2項目 対象課述べ件数 8件】

指 導 事 項	対象課
・組織内の意思決定は、議事録にその判断の根拠を示すことが重要である。規定により議事録を作成しなければならない会議だけでなく、課内会議等で問題解決への協議を行った場合には、意思決定のプロセスがわかるように、議事録の作成を制度化していただきたい。	全 課
・請求書等に不備があった場合に企業団職員が修正を加えることは、馴れ合いを生じ不正の温床となる恐れがありますので、必ず相手方に修正を依頼していただきたい。	

【意見 6項目 対象課述べ件数 9件】

意 見	対象課
<p>・デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組みを検討する際は、得られる効果を十分に検討し、有効性を確認のうえ取り組んでいただきたい。</p>	全課
<p>・支払処理については、決められた処理方法を遵守し、出納事務の適正な運用に努めていただきたい。</p>	総務課
<p>・水道ビジョンにおける計画値と実績値との乖離については、その原因を究明し、長期的な事業計画への影響など、十分検討のうえ、水道ビジョンの見直しに反映していただきたい。</p>	
<p>・口座引落手数料や郵便料金の値上げに伴う費用の増加については、経費の節減に努めることは当然であるが、値上げに伴う影響を住民や議会に対して積極的に説明していくことも検討していただきたい。</p>	料金課
<p>・「有機フッ素化合物（PAFS）」及び「2，4，5-T系除草剤」については、住民に対する正確な情報提供や問い合わせがあった際の丁寧な説明に努めていただきたい。</p>	浄水課
<p>・貯蔵品の出庫について、使用場所を記載しておくことは管理上の有用性が期待されるため、記載の検討をお願いしたい。</p>	施設課